

【 世帯分離時の役場手続きチェックリスト 】

※必要となる手続き項目にチェックを入れて、ご利用下さい。H30年8月作成

■ 共通の手続き ■

確認欄	手続き項目	対象者	手続き内容	手続きに必要なもの/こと	備考	手続き場所 問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	世帯分離届	世帯分離される ご本人又は 世帯員の 一人	住民票の異動	<input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類(免許証・パスポート等) ※健康保険証の場合は、年金手帳等もう一つ必要です。 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類	世帯を分離してから14日以内に世帯分離の手続きが必要です。届出が遅れると 5万円以下の過料 に科せられる場合があります。	住民保険課 (庁舎1階) TEL : 44-2611

■ 該当者の手続き ■

平成28年1月1日から役場での各種申請などの手続き(児童の手当関係、国民健康保険、福祉医療など)には**マイナンバー(個人番号)**が必要です。請求者及び配偶者などのマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードをご持参ください。本人確認のため運転免許証など顔写真つきの公的証明書(顔写真付の公的証明書がない場合は健康保険証、年金手帳など氏名、生年月日、住所がわかるものを2つ以上の書類)等も持参してください。詳しくは各担当までお問い合わせください。

確認欄	手続き項目	対象者	手続き内容	手続きに必要なもの/こと	備考	手続き場所 問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	健康保険	世帯に国民健康保険加入者が居られる方	国民健康保険証の諸変更等	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 健康保険証	※手続きが必要な場合があります。ご確認ください。	住民保険課 (庁舎1階) TEL : 44-2611
		世帯に後期高齢者医療保険加入者が居られる方	後期高齢者医療保険証の諸変更等	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 健康保険証	※手続きが必要な場合があります。ご確認ください。	
<input type="checkbox"/>	福祉医療 (子ども・ひとり親・心身障害・重度心身障害)	世帯に福祉医療給付受給者が居られる方	諸手続き等	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 福祉医療受給資格者証	※手続きが必要な場合があります。ご確認ください。	
<input type="checkbox"/>	介護保険	65歳以上の方	介護保険資格異動届	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 印鑑(届出人) <input type="checkbox"/> マイナンバー	※手続きが必要な場合があります。ご確認ください。	長寿介護課 (庁舎1階) TEL : 44-2635
		要介護(支援)認定者	介護保険資格異動届 その他手続き	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 印鑑(届出人) <input type="checkbox"/> 減免等の認定証 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証(平成27年8月～) (※ その他手続き等は人によって異なります。詳しくは担当課まで)		
<input type="checkbox"/>	自立支援医療 (精神通院)	受給者	諸手続き	●手続きが必要な場合があります。詳しくは担当まで。		健康福祉課 (庁舎1階) TEL : 44-2631
<input type="checkbox"/>	上下水道	水道引落とし口座 名義変更希望者	料金引落とし口座 変更の手続き	<input type="checkbox"/> 印鑑 (※ その他必要な物は人によって異なります。詳しくは担当課まで)	※手続きが必要な場合があります。ご確認ください。	事業課 (庁舎2階) TEL : 43-0331

リストはあくまで『例示』です。人によって変わる場合があります。ご不明な点等ありましたら、各担当課にお問い合わせ下さい。